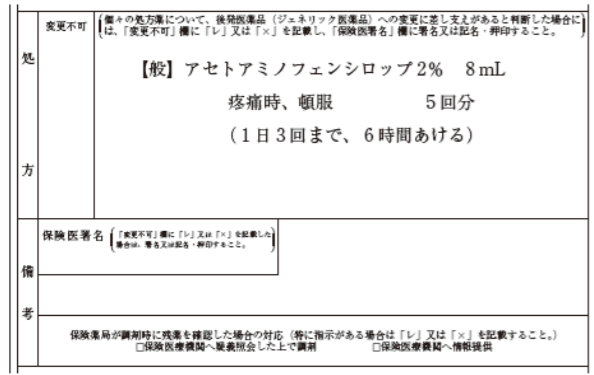


第105回薬剤師国家試験問題及び解答(令和2年2月22日、2月23日実施)
【計1問】(1日目(2) 一般問題(薬学理論問題))

問題	解答	解説	出題時期・項目
問 150 薬価基準制度に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。 1 薬価基準は、保険医療で使用できる医薬品の品目表と価格表の2つの性格を持つ。 2 新医薬品は、製造販売の承認から遅くとも30日以内に薬価基準に記載される。 3 新医薬品の薬価は、類似薬がある場合は、その薬価を参考に決められる。 4 既収載品の薬価は、年間販売量が多いものに限り定期的に見直される。 5 後発医薬品の薬価は、製造販売業者が自由に決められる。	1、3	1 薬価基準は、保険医療で使用できる医薬品の品目表と価格表の2つの性格を持つ。 【解説】 薬価基準は、医療保険から保険医療機関や保険薬局(保険医療機関等)に支払われる際の医薬品の価格を定めたもので、厚生労働大臣が官報に告示します。現在(令和元年9月)、医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品として薬価基準に記載されている品目は約1万6千程度あり、薬価基準収載品目リストには各医薬品の有効成分の名称(品目)別に1錠あるいは1gなど規格当たりの価格が示されています。そのため、設問1は正解となります。 2 新医薬品は、製造販売の承認から遅くとも30日以内に薬価基準に記載される。 【解説】 「新医薬品」は、医薬品医療機器法第十四条の四に定められる既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品であり、主に、新有効成分含有医薬品、新医療用配合剤、新投与経路医薬品、新効能医薬品、新剤型医薬品、新用量医薬品などが該当します。また、新医薬品では、薬価基準への収載の日に属する月の翌月から起算して1年を経過していないものという定義があり、この期間は14日間の投与制限があります。新医薬品の薬価基準収載が施行されるまでの標準的な事務処理期間は、特にやむを得ない正当な理由がある場合を除き、当該新医薬品の承認から原則として60日以内、遅くとも90日以内とすると定められています。そのため、この設問は誤りです。なお、医薬品の薬価収載(保険収載)時期については、新医薬品は年4回、後発医薬品では年2回の基本的なルールが定められています。(ご参考) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」(平成18.3.6 厚生労働省告示第107号)第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=84aa7837&dataType=0&pageNo=1 3 新医薬品の薬価は、類似薬がある場合は、その薬価を参考に決められる。 【解説】 新医薬品の薬価は、類似薬がある場合には類似薬効比較方式という方法で薬価の算定が行われます。これは、対象疾患や作用機序、投与経路などが最も似ている最類似薬を基準に薬価を決める方法です。なお、類似薬効比較方式は、その新薬に新規性により2つに分かれます。新規性があると判断された新薬に適用される類似薬効比較方式(I)では、類似薬とは違う新規の作用機序を持っていたり、既存薬を上回る有効性・安全性が示されていたりする場合には、補正加算によって薬価が上乗せされます。一方、新規性が乏しいと判断されれば類似薬効比較方式(II)で算定が行われますが、この場合には補正加算はつきません。このように新医薬品の薬価は、類似薬がある場合にはその薬価を参考に決められますので、設問3は正解です。 4 既収載品の薬価は、年間販売量が多いものに限り定期的に見直される。 【解説】 薬価基準で定められた既収載品の薬価は、医療機関や薬局での実際の販売価格(市場実勢価格)を調査(薬価調査)し、年間販売量にかかわらずその結果に基づき毎年改定されます。「年間販売量が多いものに限り」が誤りとなります。 5 後発医薬品の薬価は、製造販売業者が自由に決められる。 【解説】 後発医薬品を含む医薬品の薬価は、中央社会保険医療協議会がとりまとめた「薬価算定の基準について」に基づき、厚生労働大臣が定めます。実際には、後発医薬品が初収載される場合、基本的には先発医薬品の薬価の0.5掛けですが、内用薬については収載希望品目数が10品目を超えた場合に先発医薬品の薬価の0.4掛けとなります。収載後、薬価は市場実勢価格により改定を経るに従って低下していきます(日本ジェネリック医薬品協会(JGA)ホームページ参照)。後発医薬品を含むすべての医療用医薬品は、厚生労働大臣が定めますので、この設問は誤りです。	第105回薬剤師国家試験問題及び解答(令和2年2月22日、2月23日実施) 1日目(2) 一般問題(薬学理論問題)

第104回薬剤師国家試験(平成31年2月23日、2月24日実施)
【計2問】(1日目① 必須問題、2日目③ 一般問題(薬学実践問題))

問題	解答	解説	出題時期・項目
問 85 処方箋には先発医薬品が記載されていたが、患者が後発医薬品を希望した。そこで、後発医薬品の分割調剤1回目として7日分の調剤を行った。次回、残りをこの後発医薬品で調剤する場合に必要な最大錠数はどれか。1つ選べ。なお、処方箋には変更不可の記載はない。 (処方) ムコダイン®錠 250 mg 1回2錠 (1日6錠) 1日3回 朝昼夕食後 28日分 (分割調剤1回目) L-カルボシステイン錠 500 mg 1回1錠 (1日3錠) 1日3回 朝昼夕食後 7日分 1 21錠 2 42錠 3 63錠 4 84錠 5 126錠	3	先発医薬品のムコダイン錠250 mgを分割調剤でL-カルボシステイン錠 500 mgを残り21日分(28日分-7日分=21日分)を調剤するので、用法から1日3錠であるので、3錠/日×21日=63錠が残りの調剤数の最大錠数となる。 なお、30年度診療報酬改定により、分割調剤(最大3分割まで)に係る医師の指示や分割調剤を行った際の手続きの明確化・合理化を図ったほか、医療機関と薬局の連携による医薬品の適正使用を推進するため、残薬に係る疑義照会の取り扱いを明確にした。この改訂に伴い、分割調剤に係る処方箋様式が新たに追加され、さらに分割指示に係る処方箋(別紙)には保険薬局が薬局情報を記載しなければならない。	第104回薬剤師国家試験問題及び解答(平成31年2月23日、2月24日実施) 1日目① 必須問題
問 337 6歳男児。体重20 kg。歯科診療所で抜歯後、母親がこの男児の処方箋を薬局に持参した。  男児はシロップ剤が苦手のため、母親は粉薬への変更を希望した。薬局にはアセトアミノフェン細粒20%がある。 アセトアミノフェンシロップ2%及び細粒20%の添付文書には、「通常、アセトアミノフェンとして、体重1 kgあたり1回10~15 mgを経口投与する」と記載されている。 本症例に対し、薬剤師が処方医に対して行う対応の中で適切なのはどれか。2つ選べ。 1 アセトアミノフェンの1回量が過剰であることを疑義照会する。 2 アセトアミノフェンの1回量が不足であることを疑義照会する。 3 アセトアミノフェン細粒20%1回量2 g、5回分への変更提案をする。 4 アセトアミノフェン細粒20%1回量1 g、5回分への変更提案をする。 5 アセトアミノフェン細粒20%1回量0.5 g、5回分への変更提案をする。	2、4	本問題は、剤形変更に伴う通常量での処方量の適正化の判断と当該患者に対する服用量の計算問題であるが、処方箋に記載している服用量の疑義照会と処方提案を行う問題である。 設問内記載されているアセトアミノフェンの添付文書での通常量(成分量)は、1回量10~15 mg/kgで患者の体重が20 kgであるので、1回量が200~300 mgとなる。処方に記載されているアセトアミノフェンシロップ2%の8 mLの1回量は、 $100 \text{ mL} : 20 \text{ g} = 8 \text{ mL} : x \text{ g}$ の比例計算で、 $x = 0.16 \text{ g}$ (160 mg)となり、200 mgより少ないので、選択肢2の「アセトアミノフェンの1回量が不足であることを疑義照会する。」となる。次に、アセトアミノフェン1回量の適正量である0.2 g (200 mg) は、アセトアミノフェン細粒20%の製剤量yは、 $100 \text{ g} : 20 \text{ g} = y \text{ g} : 0.2 \text{ g}$ の比例計算で、 $y = 1 \text{ g}$ /回となり 疑義照会の際に、選択肢4の「アセトアミノフェン細粒20%1回量1 g、5回分への処方提案をする。」が解答となる。	第104回薬剤師国家試験問題及び解答(平成31年2月23日、2月24日実施) 2日目③ 一般問題(薬学実践問題) 【病態・薬物治療、法規・制度・倫理/実務、実務】

第103回薬剤師国家試験(平成30年2月24日、2月25日実施)
【計2問】(2日目③ 一般問題(薬学実践問題)、2日目③ 一般問題(薬学実践問題))

<p>問 314-315 72歳男性。男性の家族が処方箋を持って薬局を訪れた。薬を取りそろえる前に薬剤師が家族に服薬状況を確認したところ、錠剤やカプセル剤のような固形物の服用が難しいことが判明した。処方箋はすべて一般名処方であり、患者の希望があるので後発医薬品での調剤が可能である。</p> <p>(処方1) グリメピリド錠1mg 1回1錠(1日1錠) 1日1回 朝食後 14日分</p> <p>(処方2) ボグリボース錠0.2mg 1回1錠(1日3錠) 1日3回 朝昼夕食直前 14日分</p> <p>(処方3) アトルバスタチン錠5mg 1回1錠(1日1錠) 1日1回 夕食後 14日分</p> <p>問 314 (実務) 薬剤師は処方医に疑義照会を行い、対応策を提案することにした。この患者の特性に合わせた対応策として、適切なのはどれか。2つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一包化 2 錠剤の粉砕 3 処方薬剤数の削減 4 口腔内崩壊錠への変更 5 服用回数の削減 	<p align="center">2, 4</p>	<p>この問題は、患者さん家族からの服用に関する要望に対して、薬剤師がどのように対応すべきかを問う問題である。この問題の様に、嚥下困難な事例であり高齢者に多く見られる。後発医薬品(ジェネリック医薬品)には、先発医薬品にはない剤形があり、患者さんが服用し易く工夫されているものもある。この患者さんは、錠剤やカプセル剤のような固形物の服用が難しいため、水剤や散剤が考えられるが、選択肢にある様に、錠剤を粉砕するか口腔内崩壊錠(Orally Disintegrating Tablets: OD錠)への変更も考えられる。なお、口腔内崩壊錠は唾液や少量の水で速やかに崩壊するので、嚥下能力(食べ物や薬を飲み込む力)が低下した患者さんにも飲みやすくなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一包化を行っても錠剤の固形物であり、服用ができないので不正解である。通常は、一包化は、服用薬が数種類あり、飲み忘れや服用漏れが有る場合などに行う。 2.固形物でないので、正解である。 3.固形製剤を服用するため患者さんの要望に添えていないので、不適切な対応である。 4.固形物の錠剤であるが口腔内で唾液により崩壊するので嚥下が難しい患者さんにも使用ができるので、正解である。 5.固形製剤を服用するので患者さんの要望に添えていないので、不適切な対応である。 	<p>第103回薬剤師国家試験問題及び解答(平成30年2月24日、2月25日実施)</p> <p>2日目③ 一般問題(薬学実践問題) 【病態・薬物治療、法規・制度・倫理/実務、実務】</p>
<p>問 314-315 72歳男性。男性の家族が処方箋を持って薬局を訪れた。薬を取りそろえる前に薬剤師が家族に服薬状況を確認したところ、錠剤やカプセル剤のような固形物の服用が難しいことが判明した。処方箋はすべて一般名処方であり、患者の希望があるので後発医薬品での調剤が可能である。</p> <p>(処方1) グリメピリド錠1mg 1回1錠(1日1錠) 1日1回 朝食後 14日分</p> <p>(処方2) ボグリボース錠0.2mg 1回1錠(1日3錠) 1日3回 朝昼夕食直前 14日分</p> <p>(処方3) アトルバスタチン錠5mg 1回1錠(1日1錠) 1日1回 夕食後 14日分</p> <p>問 315 (法規・制度・倫理) この調剤を行った保険薬局は、健康保険制度に基づいて調剤報酬を請求できる。次の図は、一般的な調剤報酬の請求、審査、支払いの仕組みであり、①から⑤までは、次の用語のいずれかが当てはまる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金等の支払い ・審査済の請求書送付 ・調剤報酬の支払い ・調剤報酬の請求 ・保険料の支払い <p>この図において、「調剤報酬の請求」はどれか。1つ選べ。</p> <p>① ① ② ② ③ ③ ④ ④ ⑤ ⑤</p>	<p align="center">3</p>	<p>本問題は、保険薬局における社会保険制度のしくみについての問題である。設問中の調剤報酬の請求は、選択肢③の保険薬局が審査・支払機関である社会保険診療報酬支払基金か国民健康保険団体連合会に対して行う。なお、設問中に示されていた調剤報酬の請求、審査、支払いの仕組みの図の中の①は保険料の支払い、②は一部負担金(医療にかかった費用)等の支払い、③は医療費(調剤報酬)の請求、④は審査済みの請求書送付、⑤は医療費(調剤報酬)の支払いとなる。</p>	<p>第103回薬剤師国家試験問題及び解答(平成30年2月24日、2月25日実施)</p> <p>2日目③ 一般問題(薬学実践問題) 【病態・薬物治療、法規・制度・倫理/実務、実務】</p>

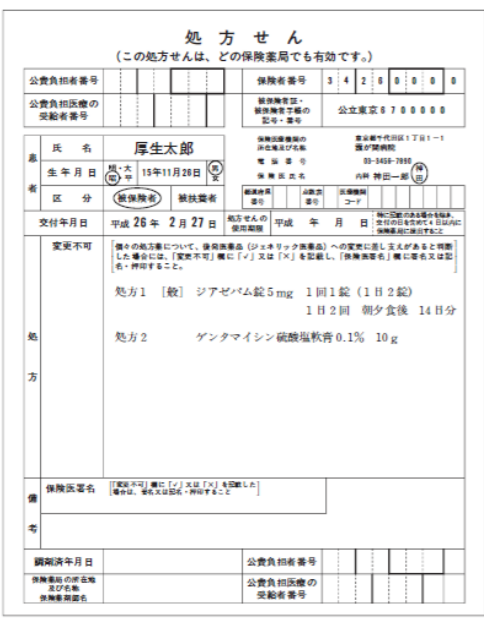
第102回薬剤師国家試験(平成29年2月25日、2月26日実施)
【計2問】(1日目① 必須問題、2日目③ 一般問題(薬学実践問題))

<p>問 66 後発医薬品の承認申請資料として必要なのはどれか。1つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none">1 加速試験に関する資料2 効力を表付ける試験に関する資料3 副次的薬理・安全性薬理に関する資料4 反復投与毒性に関する資料5 がん原性に関する資料	<p>1</p> <p>後発医薬品(ジェネリック医薬品)を申請する際には、通常、以下の3つの資料と添付文書記載事項(添付文書案)を提出する必要がある。(GE薬協サイトへリンク参照) ①「規格及び試験方法に関する資料」(物理的・化学的性質並びに試験方法に関する資料) ②「加速試験に関する資料」(安定性に関する資料) ③「生物学的同等性に関する資料」(吸収、分布、代謝、排泄に関する資料) そのため、1の加速試験に関する資料が正解となる。</p> <p>(ご参考「GE薬協Webサイト 医療関係者の方向け情報」>ジェネリック医薬品について>3.ジェネリック医薬品の承認申請) https://www.jga.gr.jp/medical/about/generic03.html</p>	<p>第102回薬剤師国家試験問題及び解答(平成29年2月25日、2月26日実施)</p> <p>1日目① 必須問題 【物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務】</p>
--	--	--

第101回薬剤師国家試験（平成28年2月27日、2月28日実施）
【計3問】（1日目① 必須問題、2日目③ 一般問題（薬学実践問題））

<p>問 322（実務）</p> <p>管理薬剤師が説明する内容として、正しいのはどれか。2つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。 2 調剤を行った場合は、その翌月末までに、当該調剤に関する必要な事項を調剤録に記載しなければならない。 3 調剤済みとなった麻薬処方箋の保管期間は、5年間である。 4 後発医薬品に変更可能な処方箋を調剤するときは、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。 	<p>1、4</p>	<p>本問題は、調剤時における保険薬局業務に関する問題で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ○ 調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴などを確認しなければならない。 2. × 保険薬剤師は、患者の調剤を行った場合には調剤後遅滞なく調剤録に必要な事項を記載しなければならないので、不正解である。 3. × 麻薬処方箋に限らず調剤済みとなった麻薬処方箋の保管期間は、3年間であるので不正解である。 4. ○ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条に後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更時説明を適切に行わなければならないと記載されており、さらにこの場合において、保険薬剤師は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を調剤するよう努めなければならないとしている。なお、保険薬剤師療養担当規則第七の二には、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の備蓄に関する体制その他の後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤に必要な体制の確保に努めなければならないと記載している。 	<p>第101回薬剤師国家試験問題及び解答（平成28年2月27日、2月28日実施）</p> <p>2日目③ 一般問題（薬学実践問題） 【病態・薬物治療、法規・制度・倫理／実務、実務】</p>
<p>問 339 病院における医薬品採用に関する記述として、最も適切なのはどれか。1つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療用医薬品製品情報概要が、医薬品の情報源として最も重視される。 2 新しい作用機序をもつ医薬品は、医師の申請通りに採用する。 3 後発医薬品は主成分が同じなので、購入価格のみを考慮して採用を決定する。 4 薬事委員会などを設置し、採否について審議する。 5 新規医薬品採用時の安全性評価において、海外の臨床試験データは参考にしない。 	<p>4</p>	<p>病院での医薬品採用では、各診療科・中央診療部門などから提出された医薬品採用願を提出し、薬事委員会でその医薬品の採用の可否を審議し、薬剤部は多くの病院でその事務局業務を担っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. × 医療用医薬品製品情報概要は、医薬品の普及並びに適正使用を推進するために、当該医薬品の概略を記載した印刷物で、医療用医薬品添付文書や総合的に医薬品解説をしている医薬品インタビューフォームと比較すると信頼性が低いため、採用時の資料として重要視されないため、不正解である。 2. × 新しい作用機序をもつ医薬品は重要な採用要件であるが、採用済みの同種同効薬と比較して、安全性や製剤上などの優位性が見られるか薬事委員会で審議し、採用を決定するので、不正解である。 3. × 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用では、購入価格だけでなく、剤形や添加剤、適応症、安定供給、製造メーカーの情報提供体制、さらには一包化の是非などを考慮して採用を決定するので、不正解である。 4. ○ 薬事委員会などを設置し採否について審議するので、正解である。 5. × 新規医薬品採用時の安全性評価において、海外の臨床試験データが有る場合は、参考にするので、不正解である。 	<p>第101回薬剤師国家試験問題及び解答（平成28年2月27日、2月28日実施）</p> <p>2日目③ 一般問題（薬学実践問題） 【病態・薬物治療、法規・制度・倫理／実務、実務】</p>

第99回薬剤師国家試験(平成26年3月1、2日実施)
【計4問】(1日目① 必須問題、2日目③ 一般問題(薬学実践問題))

<p>問76 後発医薬品はその先発医薬品との生物学的同等性が求められている。同じ規格の内用固形製剤において、後発医薬品がその先発医薬品と同一であることが必要なのはどれか。1つ選べ。</p> <p>1 製造方法 2 定量法 3 有効成分の含量 4 添加物の種類 5 製品の重量</p>	<p align="center">3</p>	<p>後発医薬品(ジェネリック医薬品)の審査では、「規格試験及び試験方法」「安定性試験」「生物学的同等性試験」に関する3つの資料の提出が求められる。本問題である「規格及び試験方法」には、有効成分の確認試験(定量法)、含量規格、性状、純度試験、溶出性などの試験がある。</p> <p>これらの試験を通して、先発医薬品と同じ有効成分を同量含有し、純度、不純物の程度も同じレベルで、製剤の薬物動態も同様であることを確認している。その結果、後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含有し、同一経路から投与する製剤として使用される。よって、同一であることが必要なのは3の「有効成分の含量」である。</p>	<p>第99回薬剤師国家試験問題及び解答(平成26年3月1、2日実施)IFC</p> <p>1日目① 必須問題 【物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務】</p>
<p>必須問題 【実務】</p> <p>問81 調剤済となった保険処方せんに薬局に記載しなければならない事項はどれか。1つ選べ。</p> <p>1 保険医療機関コード 2 調剤年月日 3 薬局開設者の氏名 4 調剤した医薬品のロット番号 5 後発医薬品への変更希望の有無</p>	<p align="center">2</p>	<p>調剤済みとなった保険処方箋には、薬剤師法(第26条第1項[処方せんへの記入等])により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤済みの旨(調剤済みとならなかった場合は調剤量) ・調剤年月日 ・薬剤師の記名押印又は署名 <p>また、薬剤師法施行規則(第15条第1項[処方せんの記入事項])には、さらに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤した薬局等の名称及び所在地 ・処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容 ・疑義照会した場合は、その回答内容 <p>を記載する必要がある。そのため、調剤済みとなった保険処方箋には、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更希望の有無は記載が不要である。但し、処方変更がある場合には記載する必要がある。正解は2となる。</p>	<p>第99回薬剤師国家試験問題及び解答(平成26年3月1、2日実施)IFC</p> <p>1日目① 必須問題 【物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務】</p>
<p>問83 医療用医薬品の有効成分が転用された一般用医薬品を何というか。1つ選べ。</p> <p>1 ダイレクト OTC 2 スイッチ OTC 3 オーフアンドラッグ 4 後発医薬品 5 処方せん医薬品</p>	<p align="center">2</p>	<p>1. × ダイレクト OTC とは、医療用医薬品として使用経験のない新成分を含む一般用医薬品である。代表例は、リアップアンチスタックスがある。</p> <p>2. ○ スイッチ OTC とは、医療用医薬品の有効成分が一般医薬品に転用(スイッチ)された一般用医薬品である。</p> <p>3. × オーフアンドラッグ(希少疾病用医薬品)とは、患者数が日本国内で5万人に達していない疾病に用いられる医薬品で、かつ、その使用価値が特に高いものである。これらの疾病のための医薬品の開発促進のためオーファンドラッグに指定された薬の開発については助成金の提供や優先的承認審査などが行われる。</p> <p>4. × 後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先行する医療用医薬品(先発医薬品)と同等の臨床効果・作用が得られると認められた医薬品で、先発医薬品の特許期間が切れた後に発売される。</p> <p>5. × 処方箋医薬品とは、医療用医薬品の中で、医師が発行する処方箋がなければ使用することができない医薬品のことである。</p>	<p>第99回薬剤師国家試験問題及び解答(平成26年3月1、2日実施)IFC</p> <p>1日目① 必須問題 【物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務】</p>
<p>問340 本日(平成26年3月2日)、厚生太郎さんが保険薬局に下記の処方せんを持参し、薬の交付を求めた。薬剤師が確認したところ、不備があるため、調剤できないと判断した。その理由はどれか。2つ選べ。なお、押印は朱色である。</p>  <p>1 処方せんの使用期限欄の記載がない。 2 処方せんの使用期限が過ぎている。 3 「以下余白」の記載がない。 4 用法の記載に不備がある。 5 変更不可欄に医師の署名がない。</p>	<p align="center">3、4</p>	<p>1. × 処方箋に「特に記載がある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること」と記載されているため、処方箋の使用期限欄の記載がなくても問題ない。</p> <p>2. × 本処方箋の交付の日は、平成26年2月27日であり、平成26年(閏年でない)3月2日以内(交付日を含めて4日以内)に保険薬局に提出すればよいため、処方箋の使用期限を過ぎていない。</p> <p>3. ○ 処方欄の余白には、偽造処方箋作成を防止するため、「以下余白」により余白である旨を表示する必要がある。本処方箋には「以下余白」の記載がないため、不備がある。</p> <p>4. ○ 処方2の用法が記載されていないため、本処方箋の用法の記載に不備がある。</p> <p>5. × 後発医薬品(ジェネリック医薬品)へ変更してもよい場合、医師は変更不可欄に署名又は記名押印はしないため、変更不可欄に医師の署名がないことは問題ではない。なお、この処方箋様式は現在(2019年11月)使用されていない。但し、変更不可に基本的な変更はない。</p>	<p>第99回薬剤師国家試験問題及び解答(平成26年3月1、2日実施)IFC</p> <p>2日目③ 一般問題(薬学実践問題) 【病態・薬物治療/実務、法規・制度・倫理/実務、実務】</p>

第98回薬剤師国家試験(平成25年3月2、3日実施)
【計5問】(1日目① 必須問題、2日目② 一般問題(薬学実践問題)、2日目③ 一般問題(薬学実践問題))

<p>問 78 後発医薬品を対象としていない制度はどれか。1つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再審査制度 2 再評価制度 3 副作用・感染症報告制度 4 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度 5 医薬品副作用被害救済制度 	<p style="text-align: center;">1</p>	<p>後発医薬品(ジェネリック医薬品)を対象としていない制度は、選択肢1の再審査制度である。再審査制度は、新医薬品又は新医療機器に対して適用される制度であり、市場における品質、有効性、安全性の再確認を行うものである。新医薬品の承認後、承認された日から通常8年後に、その医薬品の安全性や有効性について、厚生労働省の審査を受けることが義務付けられている。なお、再評価制度、副作用・感染症報告制度、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度、医薬品副作用被害救済制度については、先発医薬品だけでなく後発医薬品(ジェネリック医薬品)も対象となる。なお、再審査制度と類似した再評価制度とは、再審査とは別に、必要に応じて医薬品の有効性などを確認できる制度で、再評価を行うことによって効能・効果表記の一部変更や一部削除が行われる場合がある。</p>	<p>第98回薬剤師国家試験問題及び解答(平成25年3月2、3日実施)</p> <p>1日目① 必須問題 【物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務】</p>
<p>一般問題(薬学実践問題) 【薬剤/実務】</p> <p>問 266-267 病棟で医師から薬剤師に先発医薬品と後発医薬品の違いについて質問があった。</p> <p>問 266 (実務) 後発医薬品に関する説明として、誤っているのはどれか。1つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 先発医薬品と有効成分が異なることがある。 2 先発医薬品と添加物が異なることがある。 3 承認を受けた効能・効果は先発医薬品と異なることがある。 4 先発医薬品にはない剤形のものがある。 5 先発医薬品に比べて味が工夫され飲みやすくなっている薬剤がある。 	<p style="text-align: center;">1</p>	<p>先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)については、有効成分が同一であることは必須ではあるが、添加剤、効能・効果、剤形が異なるものがある。また、先発医薬品に比べて味が改善され飲みやすくなっている後発医薬品(ジェネリック医薬品)も存在する。誤っているのは、選択肢1となる。</p>	<p>第98回薬剤師国家試験問題及び解答(平成25年3月2、3日実施)</p> <p>2日目② 一般問題(薬学実践問題) 【薬理/実務、薬剤/実務】</p>
<p>一般問題(薬学実践問題) 【薬剤/実務】</p> <p>問 266-267 病棟で医師から薬剤師に先発医薬品と後発医薬品の違いについて質問があった。</p> <p>問 267 (薬剤) 後発医薬品は、先発医薬品と生物学的に同等である必要がある。製剤間の生物学的同等性を規定する薬物動態パラメータはどれか。2つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分布容積 2 最高血中濃度 3 消失半減期 4 平均滞留時間 5 血中濃度時間曲線下面積 	<p style="text-align: center;">2、5</p>	<p>「生物学的に同等である」とは、循環血液中に移行する薬物の速度と量が同等であることを示している。すなわち、通常医薬品の治療効果は吸収された有効成分の血中濃度と相関する。先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)での製剤間の生物学的同等性を規定する薬物動態パラメータには、選択肢2の最高血中濃度(Cmax)、最高血中濃度到達時間(Tmax)、選択肢5の血中濃度時間曲線下面積(AUC)がある。</p> <p>(ご参考「GE薬協Webサイト 3. ジェネリック医薬品の承認申請」) https://www.jga.gr.jp/medical/about/generic03.html</p>	<p>第98回薬剤師国家試験問題及び解答(平成25年3月2、3日実施)</p> <p>2日目② 一般問題(薬学実践問題) 【薬理/実務、薬剤/実務】</p>
<p>問 311 (実務) 処方せん受け付け時に患者から得た情報によって薬剤師が対応した事例のうち、分割調剤に係る調剤報酬を算定できる行為はどれか。2つ選べ。なお、処方せんには先発医薬品が記載されており、後発医薬品への変更を不可とする旨の記載はなかったものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者が後発医薬品への変更を不安に持っていることがあったので、14日分処方方のところ、1回目の調剤として後発医薬品を5日分交付した。 2 患者が後発医薬品への変更を不安に持っていることがあったので、30日分処方方のところ、先発医薬品と後発医薬品をそれぞれ15日分交付した。 3 新たに抗がん剤が7日分処方され、患者が副作用に強い不安を持っていることがあったので、1回目の調剤として3日分交付した。 4 吸湿性がある薬剤が60日分処方され、1回目の調剤として安定性が保証されている30日分を交付した。 5 トリアゾラム錠0.25mgの処方であったが、患者が半分を割って服用していることがあったので、0.25mg錠を半分を分割して交付した。 	<p style="text-align: center;">1、4</p>	<p>分割調剤に係る調剤報酬を算定できるのは以下の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先発医薬品を初めて後発医薬品(ジェネリック医薬品)に変更して調剤を行う場合であって、患者の希望により後発医薬品(ジェネリック医薬品)を試用する場合(選択肢1の場合) ・長期投与(14日分を超える投与)にかかる処方箋において、安定性が保証できない等の理由により薬剤の保存が長期間困難である場合(選択肢4の場合) <p>選択肢3と5は、分割調剤に係る調剤報酬は算定できない。選択肢2は、調剤そのものが認められていない。なお、平成30年度診療報酬改定では、分割調剤の手続きが明確され、それに伴い分割指示に係る処方箋が新たに作成された。</p>	<p>第98回薬剤師国家試験問題及び解答(平成25年3月2、3日実施)</p> <p>2日目③ 一般問題(薬学実践問題) 【病態・薬物治療/実務、法規・制度・倫理/実務、実務】</p>
<p>問 342 初めて来局した患者から一般名処方の保険処方せんを受け取った。初めての投薬であることを患者に確認した。調剤薬を決定する上で、最も適切な対応はどれか。1つ選べ。</p> <p>(処方) [般] テブレノンカプセル 50mg 1回1カプセル (1日3カプセル) 1日3回 朝食夕食後 7日分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処方医に販売名を照会する。 2 薬剤師の判断に基づいて先発医薬品を選択する。 3 薬剤師の判断に基づいて後発医薬品を選択する。 4 患者に先発医薬品又は後発医薬品の使用に関する意向を確認する。 5 処方医に先発医薬品又は後発医薬品の使用に関する意向を確認する。 	<p style="text-align: center;">4</p>	<p>医薬品名が一般名で記載されている処方箋を調剤する際には、患者に先発医薬品又は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に関する意向を確認後、患者の意向に添った調剤を行う必要がある。</p> <p>なお、平成26年度調剤報酬改定において、一般名処方の際に後発医薬品(ジェネリック医薬品)を調剤しなかった場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄へ記載することとなった。それは、薬剤服用歴管理指導料の算定上の留意事項に新しく追加された事項には「一般名処方が行われた医薬品について、原則として後発医薬品が使用されるよう、患者に対し後発医薬品の有効性、安全性や品質について懇切丁寧に説明をした場合であって、後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載する。」とある。</p>	<p>第98回薬剤師国家試験問題及び解答(平成25年3月2、3日実施)</p> <p>2日目③ 一般問題(薬学実践問題) 【病態・薬物治療/実務、法規・制度・倫理/実務、実務】</p>

第97回薬剤師国家試験(平成24年3月3、4日実施)
【計3問】(1日目② 一般問題(薬学理論問題)、2日目③ 一般問題(薬学実践問題))

<p>問 147 医療経済に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品生産金額の約50%は、一般用医薬品が占めている。 2 国民医療費の財源には、保険料と公費のほかに患者の一部負担金が含まれる。 3 新医薬品の薬価は、通常、後発医薬品が薬価基準に収載されるまでの間は変動しない。 4 薬剤経済分析は、薬物治療を効果と費用の両者から評価するために行われる。 	<p>2、4</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. × 平成26年度の医薬品生産金額のうち、一般用医薬品の占める割合は、10.6%である。 2. ○ 国民医療費は、保険料、公費、その他(患者の一部負担金等)で賄われている。 3. × 現在、医薬品の薬価は、1年ごとに改定される。 4. ○ 薬剤経済分析とは、医薬品や医療技術の費用対効果を評価する方法である。薬剤経済分析の手法には、費用最小化分析、費用効果分析、費用効用分析、費用便益分析などがある。 	<p>第97回薬剤師国家試験問題及び解答(平成24年3月3、4日実施)</p> <p>1日目② 一般問題(薬学理論問題) 【物理・化学・生物、衛生、法規・制度・倫理】</p>
<p>問 148 医薬分業及び保険調剤に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いわゆる医薬分業率とは、全患者のうち投薬が必要とされた患者への処方件数に対する院外処方せん枚数の割合である。 2 医薬分業の機能を活かすためには、処方せんを発行する医療機関と保険調剤を行う薬局の経営が一体となっていることが望まれる。 3 保険調剤された後発医薬品の割合に応じて、当該保険薬局において算定する調剤報酬が異なる仕組みがある。 4 保険調剤を受けた者に交付する領収書には、調剤報酬の内容がわかるような記載が必要である。 	<p>3、4</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. × 医薬分業率は、外来処方件数に対する保険薬局への処方箋枚数の割合である。 2. × 医薬分業の機能を活かすためには、医療機関の医師と、調剤を行う薬局薬剤師が独立して職務にあたりそれぞれの観点から、最良の薬物治療に貢献することが求められる。そのため、保険薬局は、保険医療機関と経営的に独立していなければならない。 3. ○ 調剤された後発医薬品(ジェネリック医薬品)の割合に応じて、後発医薬品調剤体制加算を調剤基本料に加算することができる。調剤された後発医薬品の割合に応じて、算定する調剤報酬が異なる。 4. ○ 保険調剤を受けた者に交付する領収書には、個別の費用ごとに区分して調剤報酬の内容を記載する必要がある。なお、2010年4月から、医療機関や薬局の窓口で、原則として全患者に領収書に加え、調剤明細書の無償交付が義務づけられている。調剤明細書には、調剤報酬の内容がくわしく記載されている。 <p>(ご参考「日本薬剤師会Webサイト 医薬分業について」) https://www.nichiyaku.or.jp/activities/division/about.html</p>	<p>第97回薬剤師国家試験問題及び解答(平成24年3月3、4日実施)</p> <p>1日目② 一般問題(薬学理論問題) 【物理・化学・生物、衛生、法規・制度・倫理】</p>
<p>問 340 保険調剤における先発医薬品から後発医薬品への変更に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。ただし、後発医薬品への変更が可能とされた処方せんとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者へ後発医薬品に関する説明を行い、同意を得た上で変更を行った。 2 後発医薬品に変更する際に、適応症を確認した。 3 錠剤の先発医薬品を散剤の後発医薬品に、薬剤師の判断で変更して調剤した。 4 医療機関には変更に伴う情報提供を行わなかった。 5 交付済の後発医薬品を後日先発医薬品と交換した。 	<p>1、2</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ○ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更調剤を行う場合、患者へ後発医薬品(ジェネリック医薬品)に関する説明を行い、同意を得る必要がある。 2. ○ 先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)では、適応症が異なることがある。そのため、先発医薬品を後発医薬品(ジェネリック医薬品)に変更する際には適応症について確認する必要がある。 <p>(ご参考「GE協会Webサイト 効能効果、用法用量等に違いのある後発医薬品リスト」) https://www.jga.gr.jp/medical/confirm-effective.html</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. × 先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)へと変更する際、類似する別剤形への変更は可能である。この場合の錠剤と散剤では、類似する別剤形に該当しないため、錠剤の先発医薬品を散剤の後発医薬品(ジェネリック医薬品)に変更することはできない。内服薬を後発医薬品(ジェネリック医薬品)に変更調剤する場合は、以下に示す類似する剤形ごとに変更することが可能である。 ①錠剤(普通錠)、錠剤(口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤 ②散剤、顆粒剤、細粒剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る) ③液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る) 4. × 後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更調剤を行った場合は、処方発行の医療機関の医師に変更に伴う情報提供を行う必要がある。 5. × 後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更を行った場合、交付後の後発医薬品を先発医薬品に交換することはできない。そのため、新たに先発医薬品を手に入れるには改めて受診をし、新たな処方箋を手に入れる必要がある。 	<p>第97回薬剤師国家試験問題及び解答(平成24年3月3、4日実施)</p> <p>2日目③ 一般問題(薬学実践問題) 【病態・薬物治療/実務、法規・制度・倫理/実務、実務】</p>